

林業労働力の確保の促進に関する基本計画

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第 6 期計画（変更後）	第 6 期計画（変更前）
<p>林業労働力の確保の促進に関する基本計画（第 6 期） 計画期間 自 令和 3 年度 至 令和 7 年度 <u>＜令和 4 年度変更＞</u></p> <p>第 1 章～第 2 章 略</p> <p>第 3 章 事業主が一体的に行う労働環境の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を促進するための措置に関する事項</p> <p>1 事業主が一体的に行う労働環境の改善その他の雇用管理の改善に関する目標 (1) 雇用管理体制の充実 <u>事業主を対象とした雇用管理研修の参加や外部コンサルティングの活用等により雇用管理体制の充実に努める。</u> また、常時 5 人以上の林業労働者を雇用する事業所においては、雇用管理者を選任し、責任を有するものを明確にするとともに、研修受講等を通じて雇用管理者の資質向上に努める。 (2) 略 (3) 雇用の安定化 通年雇用、月給制の導入に加え、<u>能力に応じた所得を確保することにより林業労働者の定着を促進する。</u> (4) 労働条件の改善 <u>林業労働者の労働時間の短縮、休日の定期的取得及び有給休暇の取得の促進や、ハラスメント防止対策の徹底を進めるとともに、就業規則等の整備によって労働条件を明確化し、労働条件の改善を促進する。</u> (5) 略 (6) 労働安全衛生の確保 林業労働者の労働安全衛生を確保するため、下記のアからクの取組を推進する。 また、労働災害が発生した場合は、その状況等について県及び関係機関に報告し、</p>	<p>林業労働力の確保の促進に関する基本計画（第 6 期） 計画期間 自 令和 3 年度 至 令和 7 年度</p> <p>第 1 章～第 2 章 略</p> <p>第 3 章 事業主が一体的に行う労働環境の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を促進するための措置に関する事項</p> <p>1 事業主が一体的に行う労働環境の改善その他の雇用管理の改善に関する目標 (1) 雇用管理体制の充実 常時 5 人以上の林業労働者を雇用する事業所においては、雇用管理者の選任に努めて、責任を有するものを明確にし、<u>雇用管理体制を整備する。また、研修受講等を通じて雇用管理者の資質向上に努める。</u> (2) 略 (3) 雇用の安定化 通年雇用、月給制の導入等により林業労働者の定着を促進する。 (4) 労働条件の改善 <u>林業労働者の労働時間の短縮、休日の定期的取得及び有給休暇の取得の促進を図るとともに、就業規則等の整備によって労働条件を明確化し、円滑で効率的な労務管理を進める。</u> (5) 略 (6) 労働安全衛生の確保 林業労働者の労働安全衛生を確保するため、下記のアからクの取組を推進する。 また、労働災害が発生した場合は、その状況等について県及び関係機関に報告し、</p>

<p>同種の災害の発生防止に向けた対策を講じる。</p> <p>ア～オ 略</p> <p><u>カ 労働災害発生時に即時の救助要請が可能となる通信手段の活用による緊急時の連絡体制の確保</u></p> <p>キ とっとり森林緊急通報カードの運用等による安全衛生教育の実施</p> <p>ク 低振動機械の導入、操作時間の徹底、特殊健康診断の実施による振動機械の障害の防止</p> <p>ケ 蜂毒アレルギーの検診やエピペンの携行による蜂刺され災害の防止</p> <p>コ <u>熱中症の予防</u></p> <p>(7)～(9) 略</p> <p><u>(10) 多様な人材の雇用・活躍の促進</u></p> <p><u>各林業労働者の体力・健康に対応した就労環境の整備、適切な業務配置、柔軟な勤務形態の採用や従来からの作業方法の見直しにより、年齢や性別や前職等経験、国籍の違いや障がいの有無に関わらず、林業労働者一人一人の能力を最大限に活用していくための仕組みづくりを図る。</u></p> <p>2 事業主が行う森林施業の機械化その他の事業の合理化に関する目標</p> <p>(1) 事業量の安定的確保</p> <p>経営の多角化、事業範囲の拡大及び異業種との連携により、事業量の安定的確保を推進する。</p> <p>また、<u>収支や生産性に配慮した効率的な施業を実施することができる森林施業プランナーの育成を図りながら森林経営計画の作成を推進して、森林施業の集約化を図る。</u></p> <p>さらに、大学教授や中小企業診断士等の外部人材による施業・経営診断の導入等により経営基盤の強化を図る。</p> <p>(2) 生産性の向上</p> <p><u>日報分析による業務改善をはじめ、林業専用道・森林作業道等の路網と高性能林業機械を適切に組み合わせた作業システムやレーザ航測等の最新技術の積極的な導入を図って、生産性の向上を推進する。</u></p> <p><u>また、造林・保育・伐採等の複数の異なる作業や工程に対応できる多能工化を推進する。</u></p> <p>(3) 林業労働者のキャリアに<u>応じた技能の向上</u></p>	<p>同種の災害の発生防止に向けた対策を講じる。</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ とっとり森林緊急通報カードの運用等による安全衛生教育の実施</p> <p>キ 低振動機械の導入、操作時間の徹底、特殊健康診断の実施による振動機械の障害の防止</p> <p>ク 蜂毒アレルギーの検診やエピペンの携行による蜂刺され災害の防止</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>2 事業主が行う森林施業の機械化その他の事業の合理化に関する目標</p> <p>(1) 事業量の安定的確保</p> <p>経営の多角化、事業範囲の拡大及び異業種との連携により、事業量の安定的確保を推進する。</p> <p>また、<u>森林施業プランナーの育成を図りながら森林経営計画の作成を推進して、森林施業の集約化を図る。</u></p> <p>さらに、大学教授や中小企業診断士等の外部人材による施業・経営診断の導入等により経営基盤の強化を図る。</p> <p>(2) 生産性の向上</p> <p><u>林業専用道や森林作業道等の路網と高性能林業機械を適切に組み合わせた作業システムの導入を図り、労働生産性の向上を推進する。</u></p> <p><u>また、レーザ航測データやドローン等の先端技術の積極的な導入を図る。</u></p> <p>(3) 林業労働者のキャリア<u>形成支援</u></p>
--	---

林業労働者の経験年数や能力に応じた段階的なキャリア形成に努め、森林作業士（フォレストワーカー）、現場管理責任者（フォレストリーダー）、総括現場管理責任者（フォレストマネージャー）、森林経営プランナーの積極的な育成を図る。

3 事業主が一体的に行う労働環境の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を促進するための県の施策

(1) 労働環境の改善その他の雇用管理の改善

担い手育成財団等と連携し、各種講習会の開催や普及指導等を通じて林業現場の働き方改革を推進し、事業主が行う雇用管理の改善を図る。

また、安全装備の導入支援、とっとり林業技術訓練センターでの各種訓練の実施、日本伐木チャンピオンシップ in 鳥取の開催をはじめ、林防災等と連携した労働安全大会の開催や安全パトロールの実施等を通じて、林業労働安全衛生の強化を図る。

特に、経験や年齢に応じた安全作業に資する研修や安全意識の啓発を促進するとともに、労働災害の発生頻度が高い小規模な事業主等の安全対策を強化し、全産業平均と比べ極めて高い労働災害の発生状況を改善する。

(2) 略

第4章 略

林業労働者の経験年数や能力に応じた段階的なキャリア形成に努め、森林作業士（フォレストワーカー）、現場管理責任者（フォレストリーダー）、総括現場管理責任者（フォレストマネージャー）の積極的な育成を図る。

3 事業主が一体的に行う労働環境の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を促進するための県の施策

(1) 労働環境の改善その他の雇用管理の改善

担い手育成財団等と連携し、各種講習会の開催や普及指導等を通じて林業現場の働き方改革を推進し、事業主が行う雇用管理の改善を図る。

また、安全装備の導入支援、とっとり林業技術訓練センターでの各種訓練の実施、日本伐木チャンピオンシップ in 鳥取の開催をはじめ、林防災等と連携した労働安全大会の開催や安全パトロールの実施等を通じて、林業労働安全衛生の強化を図る。

(2) 略

第4章 略